

運行管理者試験問題 (貨物)

- ・問題は全30問です。
- ・問題の内容は基本的に出題時のままになっています。
- ・解説の法令は平成25年4月1日現在の内容となっています。
- ・解説中の法令名は略称となっています。正式名称は次のとおりです。

運送事業法	貨物自動車運送事業法
安全規則	貨物自動車運送事業輸送安全規則
車両法	道路運送車両法
施行規則	道路運送車両法施行規則
保安基準	道路運送車両の保安基準
道交法	道路交通法
労基法	労働基準法
改善基準	自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

- ・このデータの著作権は放棄していません。再配布、販売等は認めておりません。

株式会社自動車公論社

Copyright (C) 2015自動車公論社 All Rights Reserved.

1. 貨物自動車運送事業法関係

問 1 貨物自動車運送事業法の目的について、次のA、B、C、Dに入るべき字句を次の枠内の選択肢(1～8)から選びなさい。

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を(A)なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく(B)を図るための(C)による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の(D)を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

- | | | | |
|------------|------------|-----------|-----------|
| 1. 健全かつ効率的 | 2. 適正かつ合理的 | 3. 措置の遵守等 | 4. 秩序の確立 |
| 5. 民間団体等 | 6. 運送事業者 | 7. 健全な発達 | 8. 総合的な発達 |

問 2 一般貨物自動車運送事業の輸送の安全等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）は、貨物自動車運送事業法の規定に基づく処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
2. 事業者は、選任した運行管理者の職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する安全管理規程を定めなければならない。
3. 事業者は、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任し、当該運行管理者に対し事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行うため必要な権限を与えなければならない。
4. 事業者は、過積載による運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

問 3 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業の運行管理者の行わなければならない業務として正しいものを2つ選びなさい。

1. 乗務員が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合にあっては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守すること。
2. 法令の規定により、運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者に対し適切な指示を行い、運行指示書を事業用自動車の運転者に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存をすること。
3. 休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。
4. 事業用自動車について、構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離その他事業用自動車の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成すること。

問 4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼（対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を除く。）に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 乗務前の点呼は、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により行い、①酒気帯びの有無、②疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無、③道路運送車両法の規定による日常点検又は定期点検の実施について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。
2. 乗務前又は乗務後の点呼のいずれかが対面で行うことができない乗務をさせる場合は、当該点呼のほかに、当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他の方法により点呼を行い、所定の事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。
3. 乗務後の点呼は、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあっては、交替した運転者に対して行った法令の規定による通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。
4. アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、法令の規定により点呼時に酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

Copyright (C) 2015自動車公論社 All Rights Reserved.

問 5 一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車の運行の安全を確保するために、運転者に対する指導監督及び特定の運転者に対して行わなければならない国土交通省告示で定める特別な指導に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受け手者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。
2. 一般貨物自動車運送事業者等は、事故惹起運転者に対する特別な指導については、やむを得ない事情がある場合及び外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合を除き、当該交通事故を引き起こした後、再度事業用自動車に乗務を開始した後1ヵ月以内に実施する。
3. 一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車の運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であって、当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがない者には、初任運転者を対象とする特別な指導についてやむを得ない事情がある場合を除き、初めて事業用自動車に乗務する前に実施する。
4. 一般貨物自動車運送事業者等は、高齢運転者に対する特別な指導については、国土交通大臣が認定した高齢運転者のための適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。この指導は、適性診断の結果が判明した後1ヵ月以内に実施する。

問 6 一般貨物自動車運送事業者が運転者に記録させる乗務等の記録に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 乗務等の記録として記録すべき事項は、運転者ごとに記録させることに代え、道路運送車両の保安基準の規定に適合する運行記録計により記録することができる。この場合において、当該記録すべき事項のうち運行記録計により記録された事項以外の事項を運転者ごとに運行記録計による記録に付記させなければならない。
2. 道路交通法に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要及び原因を当該乗務を行った運転者ごとに記録させなければならない。
3. 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、貨物の積載状況を当該乗務を行った運転者ごとに記録させなければならない。
4. 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点、日時及び休憩の方法を当該乗務を行った運転者ごとに記録させなければならない。

問 7 一般貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告書の提出等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 道路交通法に規定する救護義務違反があった場合には、当該違反があったことを事業者が知った日から30日以内に、自動車事故報告規則に定める自動車事故報告書（以下「報告書」という。）3通を当該事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。
2. 事業用自動車の装置（道路運送車両法第41条に掲げる装置をいう。）の故障により、自動車が運行できなくなった場合には、国土交通大臣に提出する報告書に当該自動車の自動車検査証の有効期間、使用開始後の総走行距離等所定の事項を記載した書面及び故障の状況を示す略図又は写真を添付しなければならない。
3. 事業用自動車が橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法に規定する鉄道施設（軌道法による軌道施設を含む。））を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両（軌道車両を含む。）の運転を休止させた場合には、30日以内に、国土交通大臣への報告書の提出のほか、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。
4. 事業用自動車を含む5両の自動車に関係する衝突事故により、10名の負傷者が生じる事故があった場合には、30日以内に、国土交通大臣への報告書の提出のほか、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

問 8 一般貨物自動車運送事業の事業用自動車に係る記録等の保存期間に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の発生日時等所定の事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において1年間保存しなければならない。
2. 事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離等所定の事項を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。
3. 運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを1年間保存しなければならない。
4. 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

株式会社 自動車公論社

Copyright (C) 2015自動車公論社 All Rights Reserved.

2. 道路運送車両法関係

問 9 道路運送車両法の目的についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行うこと
2. 道路運送車両に関し、操縦の容易性及び安定性の確保を図ること
3. 道路運送車両に関し、整備についての技術の向上を図ること及び自動車の整備事業の健全な発達に資すること
4. 道路運送車両に関し、公害の防止その他の環境の保全を図ること

問 10 道路運送車両法に定める自動車の日常点検について、次のA、B、C、Dに入るべき字句を次の枠内の選択肢（1～8）から選びなさい。

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者又は（A）は、1日1回、その運行の（B）において、国土交通省令で定める（C）により、灯火装置の点灯、（D）の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

- | | | |
|-----------|-------------|-----------|
| 1. 終了後 | 2. これを管理する者 | 3. 制動装置 |
| 4. 技術上の基準 | 5. これを運行する者 | 6. 安全上の基準 |
| 7. 動力伝達装置 | 8. 開始前 | |

問 11 自動車の検査等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 自動車運送事業の用に供する自動車の自動車検査証は、当該自動車又は当該自動車の所属する営業所に備えなければならない。
2. 検査標章には、国土交通省令で定めるところにより、その交付の際の当該自動車の自動車検査証の有効期間の満了する時期を表示するものとする。
3. 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、法令で定める場合を除き、その事由があった日から30日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。
4. 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

問 12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のものの原動機には、自動車が時速100キロメートルを超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、告示で定める基準に適合する速度抑制装置を備えなければならない。
2. 自動車に備えなければならない後写鏡は、取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上2メートル以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造でなければならない。
3. 非常点滅表示灯は、盗難、車内における事故その他の緊急事態が発生していることを表示するための灯火として作動する場合には、点滅回数の基準に適合しない構造とすることができる。
4. 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が5トン以上のものの後面には、所定の後部反射器を備えるほか、反射光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合する大型後部反射器を備えなければならない。

株式会社 自動車公論社

Copyright (C) 2015自動車公論社 All Rights Reserved.

3. 道路交通法関係

問 13 道路交通法に定める用語の意義に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 本線車道とは、車両が道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路の部分进行をいう。
2. 駐車とは、車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で10分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止し、かつ、当該車両等の運転をする者がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。
3. 進行妨害とは、車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなければならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることをいう。
4. 路側帯とは、歩行者及び自転車の通行の用に供するため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。

問 14 駐車を禁止する場所（公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたとき等法令により適用しない場合を除く。）に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 車両は、消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
2. 車両は、人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
3. 車両は、道路工事が行われている場合における当該工事区域の側端から5メートル以内の道路の部分においては、駐車してはならない。
4. 車両は、法令の規定により駐車する場合に当該車両の右側の道路上に3.5メートル（道路標識等により距離が指定されているときは、その距離）以上の余地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。

問 15 道路交通法に定める交通事故の場合の措置について、次のA、B、C、Dに入るべき字句のうち、正しいものを1つ選びなさい。

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、(A)し、道路における(B)する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者(運転者が死亡し、又は負傷したためやむを得ないときは、その他の乗務員)は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署(派出所又は駐在所を含む。)の警察官に当該交通事故が発生した(C)、当該交通事故における死傷者の数及び(D)並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

- A 1. 安全な駐車位置を確保 2. 非常点滅表示灯を点灯
 3. 負傷者を救護
- B 1. 危険を防止 2. 円滑な運行を確保
 3. 事故の状況を確認
- C 1. 原因及び道路の状況 2. 日時及び場所
 3. 現場の目撃者の有無
- D 1. 関係車両の数 2. 負傷者の負傷の程度
 3. 負傷者の年齢及び性別

社論自動車自動車社
Copyright (C) 2015自動車公論社 All Rights Reserved.

問 16 交差点等における通行方法に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 交通整理の行われている交差点に入ろうとする車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、交差点に入った場合においては当該交差点内で停止することとなり、よって交差道路における車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、当該交差点に入ってはならない。
2. 車両等は、横断歩道等に接近する場合には、当該横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該歩行者等の直前で停止することができるような速度で進行し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。
3. 車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。
4. 車両等(優先道路を通行している車両等を除く。)は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならない。

問 17 貨物の積載制限（出発地の警察署長が許可した場合を除く。）、運転者の遵守事項等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切ってはならない。
2. 過積載をしている自動車の運転者に対し、警察官から過積載とならないようにするため必要な応急の措置命令がされた場合において、当該命令に係る自動車の使用者（当該自動車の運転者であるものを除く。）が当該自動車に係る過積載を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないときは、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該自動車の使用者に対し、自動車を運転者に運転させる場合にあらかじめ自動車の積載物の重量を確認することを運転者に指導し又は助言することその他自動車に係る過積載を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。
3. 警察署長は、荷主が自動車の運転者に対し、過積載をして自動車を運転することを要求するという違反行為を行った場合において、当該荷主が当該違反行為を反復して行うおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該自動車の使用者に対し、当該違反行為に係る運送の引き受けをしてはならない旨を命ずることができる。
4. 車両等の運転者は、交差点又はその直近で横断歩道の設けられていない場所において歩行者が道路を横断しているときは、できる限り安全な速度と方法で進行し、その歩行者の通行を妨げないように努めなければならない。

Copyright (C) 2015自動車公論社 All Rights Reserved.

4. 労働基準法関係

問 18 労働基準法の定めについての次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

1. 労働基準法で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、当事者間の合意がある場合を除き、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。
2. 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。ただし、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。
3. 使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者と協議し、その内容について同意を得なければならない。
4. 労働基準法第106条に基づき使用者は、同法及びこれに基づく命令の要旨、就業規則、時間外労働・休日労働に関する協定等を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によって、労働者に周知させなければならない。

問 19 労働基準法の定めについての次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 使用者は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。
2. 使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
3. 使用者は、その雇入れの日から起算して3ヵ月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない。
4. 使用者は、産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後6週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

問 20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間について、次のA、B、C、Dに入るべき字句を次の枠内の選択肢（1～8）から選びなさい。ただし、1人乗務で、フェリーには乗船しないものとし、また、隔日勤務に就く場合には該当しないものとする。

- (1) 拘束時間は、1ヵ月について（A）を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、1年のうち6ヵ月までは、1年間についての拘束時間が、（B）を超えない範囲内において、320時間まで延長することができる。
- (2) 1日についての拘束時間は、（C）を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、（D）とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とすること。

1. 13時間	2. 14時間	3. 15時間	4. 16時間
5. 293時間	6. 299時間	7. 3,516時間	8. 3,588時間

問 21 貨物自動車運送事業の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準」という。）に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者（以下「トラック運転者」という。）の運転時間は、2日（始業時刻から起算して48時間をいう。）を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。
2. 労使当事者は、時間外労働協定においてトラック運転者に係る一定期間についての延長時間について協定するに当たっては、当該一定期間は、2週間及び1ヵ月以上6ヵ月以内の一定の期間とするものとする。
3. 使用者は、トラック運転者の休息期間については、当該運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。
4. 使用者は、トラック運転者に労働基準法第35条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は2週間について1回を超えないものとし、当該休日の労働によって改善基準第4条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。

問 22 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の運転時間及び休憩時間の例を示したものであるが、このうち、連続運転の中断方法として「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合しているものを1つ選びなさい。

1. 乗務開始 乗務終了

運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間
2時間50分	20分	1時間10分	20分	4時間	20分	30分

2. 乗務開始 乗務終了

運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間
3時間20分	25分	40分	5分	3時間30分	30分	1時間

3. 乗務開始 乗務終了

運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間
2時間30分	10分	1時間30分	20分	4時間	30分	30分

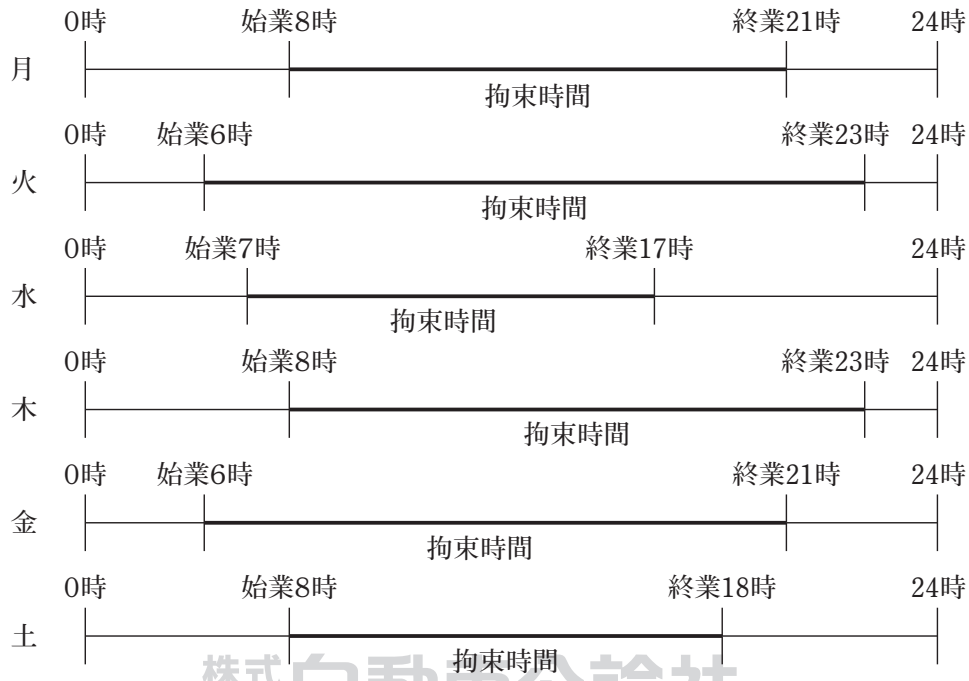
4. 乗務開始 乗務終了

運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間	休憩時間	運転時間
1時間30分	10分	1時間30分	10分	1時間	10分	2時間40分	20分	2時間

株式会社 自動車公論社

Copyright (C) 2015自動車公論社 All Rights Reserved.

問 23 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1週間の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準」という。)に定める拘束時間等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。ただし、1人乗務で、フェリーには乗船しないものとし、また、業務の必要上、勤務の終了後継続して、定められた時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には該当しないものとする。なお、日曜日は休日とする。



株式会社 自動車公論社

Copyright (C) 2015 自動車公論社 All Rights Reserved

1. 1日についての拘束時間が改善基準に定める最大拘束時間に違反する勤務はない。また、勤務終了後の休息期間については改善基準に違反するものが1回ある。
2. 1日についての拘束時間が改善基準に定める最大拘束時間に違反する勤務が1回ある。また、勤務終了後の休息期間についても改善基準に違反するものが1回ある。
3. 1日についての拘束時間が改善基準に定める最大拘束時間に違反する勤務が2回ある。また、勤務終了後の休息期間は改善基準に違反していない。
4. 1日についての拘束時間が改善基準に定める最大拘束時間に違反する勤務が2回ある。また、勤務終了後の休息期間についても改善基準に違反するものが1回ある。

5. 実務上の知識及び能力

問 24 点呼に関する次の記述のうち、適切なものには「適」を、適切でないものには「不適」を記入しなさい。

1. 運転者は、事業用トラックの乗務について、疲労等により安全な運転をすることができないおそれがあるとき及び酒気を帯びた状態にあるときは、事業者申し出ることにされている。したがって、運転者は、点呼において運行管理者からこれらに該当しているか否かについて報告を求められても、既に事業者申し出ている場合には、運行管理者に申し出る必要はない。
2. 乗務前の点呼における酒気帯びの有無を確認するため、アルコール検知器を使用しなければならないとされているが、アルコール検知器を使用する理由は、身体に保有しているアルコールの程度を測定し、道路交通法で定める呼気1リットル当たり0.15ミリグラム以上であるか否かを判定するためである。
3. 荷主から依頼のあった運送が、深夜の時間帯に長距離走行となることから、運行管理者は、当該運送については交替運転者を同乗させることとした。出庫時から運転を開始する運転者に対する乗務前の点呼については、所属する営業所において対面により行い、出庫時から同乗する交替運転者の乗務前の点呼については、あらかじめ運転を交替する地点として指示した地点において、交替運転者が運転を開始する前にテレビ機能付き携帯電話及び車載されているアルコール検知器を使用して、健康状態、酒気帯びの有無等の報告、確認を行った。
4. 運行管理者が乗務前の点呼において運転者に対し、疲労等により安全な運転をすることができないおそれがあるかどうかの報告を求めたところ、「体調に問題はなく、運転に支障はない。」との報告を受けたが、運転者の動作等がいつもと違うように感じられたので、運行管理者は、当該運転者の声、動作、顔色等をさらに注意深く観察するなどして確認したところ、安全な運転に支障がない状態であることが確認できたので乗務させた。

問 25 複数日にわたり事業用トラックに乗務（2日目、3日目は、乗務前及び乗務後の点呼のいずれも対面で行うことができない乗務である。）する運転者の点呼に関する次の1～5の記述のうち、適切なものには「適」を、適切でないものには「不適」を記入しなさい。

1. 1日目の運行開始が、所属する営業所と離れた場所にある車庫からとなるので、運行管理者の補助者が車庫に出向き、運転者に対する乗務前の点呼を対面により行った。当該点呼における酒気帯びの有無については、事業用トラックに搭載されているアルコール検知器を使用して確認した。
2. 1日目、運転者は運行中にめまいがあり気分が悪くなったので、道路わきの空き地に一時事業用トラックを停車させ様子をみていたところ、気分が良くなったので運転を再開した。荷主先への到着が指定された時刻より遅くなったものの無事到着することができた。運転者は、運行中のめまいについては疲れによる一過性のものであり、今晚ゆっくり休めば問題はないと考え、宿泊先での乗務後の点呼において、運行管理者に対して事業用トラック、道路及び運行の状況については「特に問題はなかった。」と報告した。
3. 2日目の運行にあたり、運転者は、一晩十分に睡眠を取ったため体調が良くなっていると感じ、携帯電話による乗務前の点呼の際に、運行管理者に対して疲労等に問題はないこと及び搭載されているアルコール検知器の測定結果を報告した。運行管理者は、2日目の運送は荷主先での待ち時間が多く、また、走行距離も短いものであったが、運行途中の荷待ち時間の際に携帯電話による乗務途中の点呼（以下「中間点呼」という。）を行い、疲労等について報告を求め、問題がないことを確認した。しかし、酒気帯びの有無については、乗務後の点呼において搭載されているアルコール検知器を使用して確認することから、当該点呼においては、アルコール検知器を使用せず、運転者からの報告に基づく確認を行った。
4. 2日目の中間点呼の実施結果については、特に問題がなかったため、点呼記録表に記録しなかったが、2日目の乗務後の点呼を携帯電話により行い、その結果を点呼記録表に記録した。
5. 3日目の運行を遠隔地にある他の営業所で終了させ、運転者に対する乗務後の点呼については、他の営業所の運行管理者が対面で行い、その結果を、当該運転者が所属する営業所の運行管理者に連絡した。連絡を受けた運行管理者は、当該運転者から、所定の事項について電話で報告を受けるとともに、搭載されているアルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認した。

問 26 交通事故防止対策に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選びなさい。

1. 交通事故の防止対策を効率的かつ効果的に講じていくためには、事故情報を多角的に分析し、事故実態を把握した上で、①計画の策定、②対策の実施、③効果の評価、④対策の見直し及び改善、という一連の交通安全対策のサイクルを繰り返すことが必要である。
2. 適性診断は、運転者の運転能力、運転態度及び性格等を客観的に把握し、運転の適性を判定することにより、運転に適さない者を運転者として選任しないようにするためのものであり、ヒューマンエラーによる交通事故の発生を未然に防止するための有効な手段となっている。
3. いわゆるヒヤリ・ハットとは、運転者が運転中に他の自動車等と衝突又は接触するおそれがあったと認識した状態をいい、1件の重大な事故（死亡・重傷）が発生する背景には多くのヒヤリ・ハットがあるとされており、このヒヤリ・ハットを調査し減少させていくことは、交通事故防止対策に有効な手段となっている。
4. 指差呼称は、運転者の錯覚、誤判断、誤操作等を防止するための手段であり、道路の信号や標識などを指で差し、その対象が持つ名称や状態を声に出して確認することをいい、安全確認に重要な運転者の意識レベルを高めるなど交通事故防止対策に有効な手段の一つとして活用されている。

株式会社 自動車公論社

Copyright (C) 2015自動車公論社 All Rights Reserved.

問 27 道路法による特殊車両通行許可（以下「特殊車両通行許可」という。）及び道路交通法による制限外許可（以下「制限外許可」という。）に関する次の記述のうち、適切なものには「適」を、適切でないものには「不適」を記入しなさい。

1. 自動車の幅が2.5メートルの事業用トラックに、工作機械（分割不可能なもの。）を積載したところ、当該トラックの幅より左右ともに10センチメートルと僅かではあるが突出した状態になった。運行管理者は、突出量が僅かであることから特殊車両通行許可及び制限外許可を受ける必要はないと判断し、運転者に対して、当該工作機械の両端に赤い布を取り付ける等注意して運送するよう指示した。
2. 自動車の高さが3.6メートルの事業用トラックに、建築部材を積載したところ、地上から当該建築部材の最も高い部分までの高さが3.8メートルであり、当該トラックの高さ3.6メートルを超えているが、道路法（車両制限令）による車両の高さの最高限度及び道路交通法による積載物の高さの制限を超えていないことから、運行管理者は、特殊車両通行許可及び制限外許可を受ける必要はないと判断し、運転者に対して、この状態で運送するよう指示した。
3. 乗車定員2名、最大積載量が13,450キログラム、車両総重量が24,750キログラムの事業用トラックに、運転者2名（交替運転者を含む。）を乗車させ、13,200キログラムの建築部材を積載した状態で重量を計測したところ、24,500キログラムであった。運行管理者は、この重量が当該トラックの車両総重量24,750キログラムを超えていないため、どのような道路でも通行できることから、当該運送については特殊車両通行許可及び制限外許可を受ける必要はないと考え、通行する道路については運転者の判断に任せ、特に指示はしなかった。
4. 自動車の長さが10.5メートルの事業用トラックに、全長が12メートルの建築部材（分割不可能なもの。）を積載したところ、建築部材の一部が当該トラックの車体の後端より1.5メートル突出した状態となった。運行管理者は、この状態は道路法（車両制限令）による車両の長さの最高限度及び道路交通法による積載物の大きさ及び積載の方法の制限を超えていないことから、特殊車両通行許可及び制限外許可を受けず運行させることにした。

問 28 自動車の走行時に働く力及び運転中の人間の視覚と視野等に関する次の記述のうち、適切でないものをすべて選びなさい。

1. 自動車がカーブを走行するときの遠心力の大きさは、自動車の重量及び速度が同一の場合には、カーブの半径が2分の1になると2倍の大きさになることから、急カーブを走行する場合の横転などの危険性について運転者に対し指導する必要がある。
2. 自動車の速度が速くなるほど、運転者の視野は狭くなり、遠くを注視するようになるために、近くは見えにくくなる。したがって、速度を出しすぎると、近くから飛び出してくる歩行者や自転車などを見落としやすくなることから、速度の出し過ぎに注意するよう運転者に対し指導する必要がある。
3. 自動車が追越しをするときは、前の自動車の走行速度に応じた追越し距離、追越し時間が必要になるため、前の自動車と追越しをする自動車の速度差が大きい場合には追越しに長い時間と距離が必要になることから、無理な追越しをしないよう運転者に対し指導する必要がある。
4. 自動車の夜間の走行時においては、自車のライトと対向車のライトで、道路の中央付近の歩行者や自転車が見えなくなることがあり、これを蒸発現象という。蒸発現象は暗い道路で特に起こりやすいので、夜間の走行の際には十分注意するよう運転者に対し指導する必要がある。

問 29 A自動車が前方のB自動車とともに時速90キロメートルで70メートルの車間距離を保ちながらB自動車に追従して走行していたところ、突然、前方のB自動車が急ブレーキをかけたのを認め、A自動車も直ちに急ブレーキをかけ、A自動車、B自動車ともそのまま停止した。

この場合、A自動車の空走時間を1秒間として、

①停止時におけるA自動車とB自動車の車間距離は何メートルか。

A自動車がB自動車の急ブレーキに気づくのが更に1秒遅れた場合に、

②A自動車がB自動車との車間距離を3メートル残して停止するために必要な車間距離は何メートルか。

を、それぞれ解答しなさい。

なお、この2台の自動車の時速90キロメートルにおける制動距離は45メートルとし、空走時間が1秒の場合の停止距離は70メートルとする。

問 30 下の荷主からの運送依頼に基づいて、A営業所の運行管理者がア～エの運行に関する計画等を立てた。この計画等に関する1～3の記述のうち、下線部の記述が適切でないものをすべて選びなさい。

<荷主からの運送依頼事項>

A営業所から重量が5,250キログラムの工事用機材を、B地点まで運送する。

<運行に関する計画等>

ア. 当該運送には、乗車定員2名、車両総重量が11,000キログラム、最大積載量が6,000キログラムの平ボディ車両を使用する。

イ. 当該運送を担当する運転者として、中型自動車の運転免許を受けている者を配置する。

ウ. 運行経路として、最高速度が指定されていない高速自動車国道（法令による最低速度を定めない本線車道に該当しないもの。）のC料金所～D料金所間（この間の距離は58キロメートル）を走行することとし、この間の運転時間を40分とする。

エ. 当該運送の担当運転者に対して、乗務等の記録に貨物の積載状況を記録するよう指示する。

1. 当該運送を担当する運転者として、中型自動車の運転免許を受けている者を配置したこと。
2. C料金所からD料金所間の運転時間を40分と設定したこと。
3. 当該運送における乗務等の記録に、貨物の積載状況を記録するよう乗務する運転者に指示したこと。

株式会社 自動車公論社

Copyright (C) 2015自動車公論社 All Rights Reserved.

1. 貨物自動車運送事業法（8問）							
問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8
A:2,B:3 C:5,D:7	2	2, 3	3, 4	2	4	3	2, 4
2. 道路運送車両法関係（4問）							
問9	問10	問11	問12				
2	A:2,B:3 C:5,D:7	2, 4	3				
3. 道路交通法関係（5問）							
問13	問14	問15	問16	問17			
3	2	A:3,B:1 C:2,D:2	2	1, 2			
4. 労働基準法関係（6問）							
問18	問19	問20	問21	問22	問23		
2, 4	3	A:5,B:7 C:1,D:4	2	3	4		
5. 実務上の知識及び能力（7問）							
問24		問25		問26	問27		問28
適	不適	適	不適	1, 3, 4	適	不適	3
4	1, 2, 3	1, 5	2, 3, 4		2	1, 3, 4	
問29	問30						
①45m ②53m	1, 2						